

酒の販売、基準わかりやすく

税理士 富川 泰敬

私見
卓見

酒税の歴史は古い。日本で最初に酒税を課したのは、室町幕府3代將軍の足利義満との説がある。現在は酒税法に基づき、製造場から出荷された際に課税される。税額は代金に乗せられるかたちで、消費者が負担する仕組みだ。酒税法では免許がないと製造や販売ができない。販売業者に免許制度を採用しているのは、消費者に転嫁される酒税の「徴税機関」の役割も担っているためだ。消費者が支払って初めて製造者の納税が可能となる。新型コロナウイルスの感染拡大で店内飲食が難しくなったことを受け、飲食店のテークアウト向けに期限付きの免許が新設されたのは記憶に新しいかもしれない。

酒税の歴史は古い。日本で最初に酒税を課したのは、室町幕府3代將軍の足利義満との説がある。現在は酒税法に基づき、製造場から出荷された際に課税される。税額は代金に乗せられるかたちで、消費者が負担する仕組みだ。酒税法では免許がないと製造や販売ができない。販売業者に免許制度を採用しているのは、消費者に転嫁される酒税の「徴税機関」の役割も担っているためだ。消費者が支払って初めて製造者の納税が可能となる。新型コロナウイルスの感染拡大で店内飲食が難しくなったことを受け、飲食店のテークアウト向けに期限付きの免許が新設されたのは記憶に新しいかもしれない。

例外規定があり、飲食店が店内で提供する分にはもともと販売免許は不要だった。一方、無免許に近いグレーゾーンの存在も指摘されていた。一例を挙げてみよう。ある大手外食チェーンはメニューで「飲み残し酒類の持ち帰り可」をうたってきた。未開封の商品ではなく、飲食の際の残りを持ち帰ってもらうサービスで、販売に当たらないとの認識だという。しかし飲み残しが店外で消費されることを予知して販売した場合、店内での提供ではなく販売とみなされ、免許が必要と認定される可能性がある。客から「店内では飲まずに持ち帰りたい」との要望を受け販売した場合も同様だ。無免許販売には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金という罰則もあり、処罰の対象は販売した

従業員だけでなく事業者にも及ぶ。現行の酒税法では、サービスか販売かを判断しにくい面がある。コンプライアンス上のリスクを踏まえ、持ち帰り可を自粛する飲食店もあった。一部の「やったもの勝ち」は不公平感を生む。酒類販売が許可制をとる以上は、透明性や公平性の確保が求められるだろう。

酒類業界を所管する国税庁の使命のひとつが「酒類業の健全な発達」だ。行政が規制の具体的な基準をわかりやすく示せば、過度な萎縮は排除されるだろう。消費者だけでなく、コロナ禍にあえぐ飲食業者の利益にもなるはずだ。酒類業のより健全な発達を実現するために、早急な議論を望む。

当欄は投稿や寄稿を通じて読者の参考になる意見を紹介します。〒100-8066東京都千代田区大手町1-3-7日本経済新聞社東京本社「私見卓見」係またはkaisetsu@nex.nik

Kei.comまで。原則1000字程度。住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記。添付ファイルはご遠慮下さい。趣旨は変えずに手を加えることがありません。電子版にも掲載します。